

令和8年5月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和8年5月25日（月）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸

2 番 楠田 孝夫

4 番 田中 孝喜

5 番 田島 正孝

6 番 増田 京子

8 番 谷村 英里子

9 番 村川 浩記

10 番 松下 喜光

13 番 西 秀敏

14 番 川島 博昭

2. 欠席委員

7 番 高尾 晃

11 番 山口 泰

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

1 番 小林 孝幸

2 番 楠田 孝夫

第2 提出議案

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第9号 農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第2号 農地転用許可除外届（申告書）について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和8年5月25日（月） 午前10時30分 開会

- | | |
|------|---|
| 溝上係長 | ただいまから令和8年5月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。 |
| 川島会長 | <会長あいさつ> |
| 溝上係長 | ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。 |
| 川島会長 | <先月の総会から現在までの会務報告> |
| 溝上係長 | ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。 |
| 川島会長 | それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「1番 小林委員」「2番 楠田委員」をお願いします。 |
| | 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
続きまして、 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番及び申請番号2番 を議題といたします。なお、関連議案となりますので一括して議題を審議いたします。事務局から説明をお願いします。 |
| 溝上係長 | （別紙資料 議案第6号の申請番号1番及び2番を朗読し説明する。）
今回の申請は、それぞれの譲渡人が遠方に住んでおり、農地の管理が困難なことから譲渡を検討していたところ、経営規模拡大をしたい譲受人と思惑が一致したため、所有権移転を伴う農地法第3条の申請をしています。
申請された農地については、水稻を作付けする予定で、従来どおり耕作するため周辺に影響を及ぼす恐れはないとあり、地域での活動の中で、積極的に生産活動に努めるとあることから、事務局としては、特段問題ないと判断しています。
以上、ご審議方よろしくをお願いします。 |
| 川島会長 | それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
野々川地区の担当委員である「2番 楠田委員」をお願いします。 |
| 楠田委員 | はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりです。ご審議方をお願いします。 |
| 川島会長 | それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 |

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 1 番及び申請番号 2 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 6 号の申請番号 1 番及び申請番号 2 番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 3 番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第 6 号の申請番号 3 番を朗読し説明する。)

今回の申請は、遠方に住んでおり、農地の管理が困難な譲渡人が譲渡を検討していたところ、経営規模拡大をしたい譲受人と思惑が一致したため、所有権移転を伴う農地法第 3 条の申請をしています。

申請された農地については、野菜を作付けする予定で、従来どおり耕作するため周辺に影響を及ぼす恐れはないとあり、地域での中山間地保全活動の団体運営を務め、積極的に生産活動に努めるとあることから、事務局としては、特段問題ないと判断しています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

野々川地区の担当委員である「2 番 楠田委員」をお願いします。

楠田委員

はい、2 番 楠田です。20 年前くらいから譲受人が耕作し管理をされている状況で、大変きれいな状況です。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 3 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 6 号の申請番号 3 番は、許可することにいたします。

川島会長	続きまして、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第7号を朗読し説明する。) 今回の申請ですが、申請地の種別は、中山間地域等に存在する農地で、基盤整備がされていない生産性の低い第2種農地と判断され、申請地に代わり周辺の土地で事業目的を達成できると認められる場合以外のときには転用許可ができる土地となります。 申請地ですが、令和7年7月に農地法3条申請がなされ許可が下りている場所で、その許可後に必要な水路や耕作地の改良を行い、野菜等を作付けされましたが、長年の耕作放棄地であったため、作付が上手くいかなかったことから、申請者が隣設で経営する産地直売店の駐車場として活用したいとのことで、25台の駐車場用地として農地転用申請がなされたものです。 次に被害防除計画ですが、最高0.5mの盛土を行い、隣接地との高さの調整を行います。それ以外は変更はしないため、土砂流出等の被害は生じないとあります。また、雨水は自然流下により排水します。 以上、ご審議方よろしくお願いいたします。
川島会長	それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」をお願いします。
楠田委員	はい、2番 楠田です。地区に唯一ある食料品店になります。以前より駐車場が少ないと言われて土地を探されていました。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございますか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第7号は、許可相当として進達することにいたします。 続きまして議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第8号を朗読し説明する。)

溝上係長	今回の申請ですが、申請地の種別は、中山間地域等に存在する農地で、基盤整備がされていない生産性の低い第2種農地と判断され、申請地に代わり周辺の土地で事業目的を達成できると認められる場合以外のときには転用許可ができる土地となります。 転用計画ですが、申請者が現住居において手狭になったため、自宅を建築したいとのことから、農地転用申請がなされたものです。 次に被害防除計画ですが、盛土等はせずに現状のまま利用することから、土砂流出等の被害は生じないとあります。また、雨水は自然流下、汚水や生活雑排水は合併処理浄化槽へ接続することとなります。また、建物の高さを4.7m程度に加減するとあり、周辺の農地に影響を及ぼす恐れはないとしています。 以上、ご審議方よりしくお願いいたします。
川島会長	それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。長野地区の担当委員である「10番 松下委員」お願いします。
松下委員	はい、10番 松下です。現在休耕地となっており、近くにある農地も譲渡人の所有農地になるので特段問題はないかと思います。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第8号は、許可することにいたします。 続きまして議案第9号「農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第9号を朗読し説明する。) 非農地であることの基準としては、①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、②①以外の場合で、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合、に非農地として判断できることとなっています。 今回の申請地は、土地所有者から非農地判断の依頼があったもので、現地は平成6年に分筆され、宅地と宅地の間にある狭小の土地となっており、農地改良などを

して農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地となっています。

事務局としては、非農地であるという判断については問題ないものと判断しております。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
宿地区の担当委員である「6番 増田委員」をお願いします。

増田委員

はい、6番 増田です。事務局の説明とおりの復元しても継続はできないと思います。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第9号「農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは異議なしということで、議案第9号については、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議案第10号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第11号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第10号について読み上げて説明する。)

今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計5筆で、面積は、合計8,420㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん、□□さん他3名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。

期間はすべて令和8年8月10日からで、10年間の令和18年8月9日までが5筆となっています。

(別紙資料 議案第11号について説明する。)

次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計5筆で、面積は、合計8,420㎡となります。

溝上係長	利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん、□□さん他３名で、種別・利用目的は新規・水田となっています。 期間はすべて令和８年８月１０日からで、１０年間の令和１８年８月９日までが５筆となっています。 以上、ご審議方よろしく申し上げます。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。 （ 意見なし ）
川島会長	それではお諮りいたします。議案第１０号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第１１「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」、承認することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり ）
川島会長	異議なしということで、議案第１０号及び議案第１１号については、承認することといたします。 続きまして、議事日程第３ 報告事項に入ります。報告第２号「農地転用許可除外届（申告書）について」、事務局からの説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 報告第２号を朗読し報告する。）
川島会長	報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第３報告事項を終わります。 以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会５月定例総会を閉会します。 ＊終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。